

オ州ではオーナー・ユーザー検査は、火なし圧力容器の性能検査についてのみ認められている。

そしてオハイオ州ではオーナー・ユーザー検査の公正性を担保するため、

- ・州規制当局はオーナー・ユーザー検査組織が行った検査については、個々に、全ての検査結果報告の提出を求める。
- ・オーナー・ユーザー検査が認められている圧力容器であっても、州規制当局の検査官の検査権は留保されており、州検査官はいつでもそれらの機器に対して必要な検査を行うことができる。
- ・オーナー・ユーザー検査組織の NBBI による認定の有効期間は 3 年であるが、州規制当局は、この認定の有効期間の更新に際し、NBBI のために、オーナー・ユーザー検査組織の検査プログラムの審査を行う。

等のことを行っている。」

と報告されている。

また、NBBI の認定検査員規則(2000.5)によると、上記①から③の検査員の資格は、一定の教育プログラム、ボイラー又は圧力容器の製作、補修等に係る 3 年以上の経験を経て、NBBI が行う検査員試験に合格し、検査組織に雇用されている者となっている。

さらに、カリフォルニア州「ボイラー・圧力容器安全規則」によると、ボイラー又は圧力容器の検査を実施しなかった場合、18 か月後に自動的に取り消されることになっている。

2 イギリス

(1) 使用時の検査及び検査周期

- ・プロセス圧力容器・熱交換器 使用状況、装置の状況に応じて分類されるグレードにより 3 年～12 年
- ・圧力貯蔵容器 グレードにより 5 年～12 年
- ・安全弁等機器 グレードにより 2 年～6 年

(出典：石油産業活性化センター「製油所におけるボイラー・高圧ガス装置の保安に関する海外の規制および対応状況の調査報告書」(1998.3))

(2) 検査実施者

- ① 検査会社の Competent Person (検査適格者)
- ② ユーザー事業場の Competent Person

①、②の Competent Person は、石油産業活性化センター「製油所におけるボイラー・高圧ガス装置の保安に関する海外の規制および対応状況の調査報告書」によれば、「法律による資格に関する定義はないが、医師、弁護士、公認会計士のような永久資格である。監査的な立場にあり、訴追されたときの保険制度があるほどに資格としての位置づけが高い。典型的には機械工学学会のメンバーで博士号を持って最低 5 年程度の実務経験が必要である。

会社の検査部門に属する Competent Person は、親会社や取締役会からも十分独

立している必要がある。」
と報告されている。

3 フランス

(1) 使用時の検査及び検査周期

① 蒸気発生器

内面・外面・附属品検査 18か月

② 簡易閉鎖用蓋の付いた圧力容器

内面・外面・附属品検査 18か月

③ その他の圧力容器

内面・外面・附属品検査 40か月

(出典：仏国「圧力装備の利用に関する2000年3月15日付け命令」)

(2) 検査実施者

① 認定検査機関

② 認定されたユーザ事業場

「圧力装備の利用に関する2000年3月15日付け命令」には、定期点検について「定期点検は、経営者の責任の下で、あり得べき欠落を認識し、その重大性を評価するのに適した権限をもった人員によって実施される。」とされている。

TUV Rheinland Japan Ltd.からの情報提供によれば、②として電力事業者がある。

4 ドイツ

(1) 使用時の検査及び検査周期

カテゴリーⅢ・Ⅳ($P \times V > 0.02 \text{ MPa} \cdot \text{m}^3$ 等)の圧力機器について

① 圧力容器

外観検査 2年

内面検査 5年

圧力テスト 10年

(水圧：1.3×最高使用圧力、気体圧：1.1×最高使用圧力)

② ボイラー

外観検査 1年

内面検査 3年

圧力テスト 9年(水圧試験に限り、1.3×最高使用圧力)

(2) 検査実施者

- ・ 認定検査機関

(TUV Rheinland Japan Ltd.からの情報提供)

(以上、厚生労働省まとめ)

労働安全衛生法に基づくボイラー等の連続運転認定事業者の認定取消事案

ボイラー等の連続運転認定要領に基づき、次の事業場の連続運転認定を取り消した。

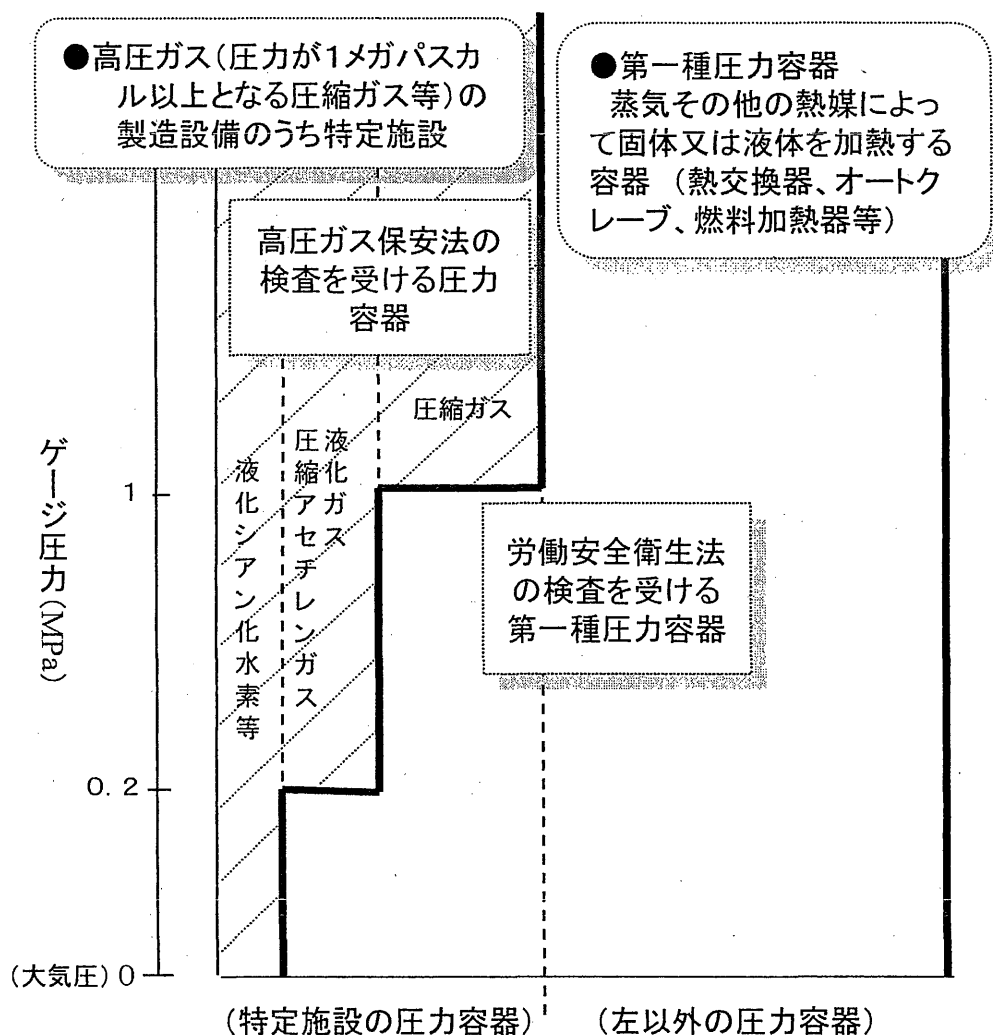
- ①三菱化学（株）鹿島事業所 平成11年 7月 5日
（取消事由）コンビナートプラントの蒸気配管漏洩箇所の補修作業中、超高压蒸気管が破裂し、8名が負傷したこと。
- ②興亜石油（株）大阪製油所（現 新日本石油精製） 平成12年12月28日
（取消事由）廃熱ボイラーの煙道出口付近で爆発事故を起こしたこと。
- ③宇部興産（株）宇部ケミカル工場 平成14年3月26日
（取消事由）フェノール反応液が漏洩した特定化学設備に、計測装置及び自動警報装置が設けられていなかったこと。
- ④日本ポリウレタン工業（株）南陽工場 平成14年3月26日
（取消事由）ホスゲン中毒災害で、労働者5名を漏洩現場から退避させず、ホスゲンを吸入した労働者に緊急健康診断を行わなかったこと。
- ⑤東亜石油（株）京浜製油所扇町工場 平成15年 3月14日
（取消事由）水管式ボイラーの過熱器管が破裂したこと。
- ⑥東ソー（株）四日市事業所 平成15年 9月10日
（取消事由）事業場が保安全管理基準として定めたボイラー等の肉厚測定の実施、測定結果の虚偽記載を行ったこと。
- ⑦日本ゼオン（株）徳山工場 平成15年12月24日
（取消事由）N，N-ジメチルホルムアミドのタンクの定修作業で、労働者8名が有機溶剤中毒となったこと。
- ⑧新日本石油精製（株）麻里布製油所 平成16年 8月10日
（取消事由）認定後に行われた性能検査において、認定されたボイラーが不合格となったこと。
- ⑨関西電力（株）関西国際空港エネルギーセンター 平成16年 9月10日
（取消事由）保安全管理基準として定めた点検項目の省略、点検周期の延長等について、所轄署長の変更認定を受けなかったこと。

- ⑩協和発酵ケミカル（株）千葉工場 平成17年 5月26日
（取消事由）保安全管理基準として定めた保安全管理従事者数の減少について、所轄署長の変更認定を受けなかったこと。
- ⑪新日本石油精製（株）水島製油所 平成17年 8月 1日
（取消事由）重油直接脱硫装置の定期修理工事のため、オフガス配管に閉止板の挿入作業を行ったところ、バルブの閉止が不十分であったため硫化水素ガスが漏洩し、1名が中毒となったこと。
- ⑫（株）神戸製鋼所加古川製鉄所 平成18年 3月23日
（取消事由）発電用ボイラーの炉内で爆発が発生し、水冷壁管が破損して水蒸気が噴出、近くを通行中の労働者1名がそれを浴びて死亡したこと。
- ⑬太陽石油（株）四国事業所 平成18年 6月28日
（取消事由）原油貯蔵タンク内で火災が発生し、関係請負人の労働者を含む作業員5名が死亡、作業員2名と事業主1名が負傷したこと。
- ⑭（株）日本触媒姫路製造所 平成18年 8月21日
（取消事由）水管ボイラーの炉内で爆発が発生したこと。
- ⑮コスモ石油（株）千葉製油所
（取消事由）廃熱ボイラーについて、大規模な変更を行いながら、ボイラー及び圧力容器安全規則に規定する製造時検査等の手続を経ることなく継続して使用していたこと。
- ⑯東ソー（株）南陽事業所 平成19年 2月14日
（取消事由）塩化ビニルモノマー製造施設に設置されたストレーナ内部のフィルタが目詰まりしたため、当該フィルタを清掃しようとストレーナの蓋のボルトを取り外す作業を行っていたところ、火炎が吹き出し、作業員3名が火傷を負ったこと。

計 1.6 事業場

（厚生労働省まとめ）

高圧ガスの製造設備（高圧ガス保安法）の压力容器と第一種压力容器（労働安全衛生法）との区分の概略



【注】高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造等の事業を対象として、都道府県知事による事業の許可制度をとっており、基準に適合しなくなった事業場については事業の取消を行うことができる。

また、危害予防規程の届出等を義務づけ、保安に係る組織体制及び職務、設備の運転及び操作、巡視及び点検、設備の新增設工事等の管理、協力会社の作業管理等、高圧ガスの製造等の保安に関する全般的事項について、都道府県知事があらかじめ把握し、危害予防規程の変更命令等の権限も有している。

一方、労働安全衛生には事業の許可や危害予防規程の届出はない。

(厚生労働省まとめ)

高圧ガス保安法に基づく認定自主保安検査実施者の認定取消事案

高圧ガス保安法第39条の12第1項の規定に基づき、次の事業場の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を取り消した。

- ①東ソー（株）四日市事業所 平成15年 6月13日
（取消事由）自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている肉厚測定を実施しなかったにもかかわらず、これを実施したとする虚偽の内容の検査の記録を届け出たこと
検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。
（完成検査の認定も取消）
- ②新日本石油精製（株）麻里布製油所 平成15年 6月13日
（取消事由）自主保安検査の際、認定施設の全部について、法令により実施することとされている肉厚測定、気密試験、耐圧試験（開放検査）を一部を除いて実施しなかったにもかかわらず、これを実施したとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。
検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。
（完成検査の認定も取消）
- ③新日本石油精製（株）大阪製油所 平成15年 6月13日
（取消事由）自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている肉厚測定、気密試験、耐圧試験（開放検査）を一部を除いて実施しなかったにもかかわらず、これを実施したとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。
検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。
（完成検査の認定も取消）
- ④三井化学（株）大阪工場 平成15年10月03日
（取消事由）自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている肉厚測定、耐圧試験（開放検査）を一部を除いて実施しなかったにもかかわらず、これを実施したとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。
検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していない

こと。

(完成検査の認定も取消)

⑤日本ゼオン(株)徳山工場

平成15年11月21日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている緊急遮断弁に対する保安検査(作動試験及び漏洩試験)の一部を実施しなかったにもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

⑥日本ゼオン(株)水島工場

平成15年11月21日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている保安検査(肉厚測定)の一部を実施しなかった(特に、一部機器については、検査台帳上に記載されず、検査対象機器から脱落していた)にもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(完成検査の認定も取消)

⑦協和油化(株)千葉工場

平成15年12月12日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設について、法令により実施することとされている保安検査(耐圧試験(開放検査)、肉厚測定、安全弁の作動試験及び圧力計の検査)の一部を実施しなかった(特に、全ての配管の肉厚測定については、検査台帳上に記載されず、検査対象から脱落していた)にもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

⑧協和油化株式会社四日市工場

平成15年12月12日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設について、法令により実施することとされている保安検査(耐圧試験(開放検査)、肉厚測定、気密試験並びに圧力計及び温度計の検査)の一部を実施しなかった(特に、圧力計5台及び温度計4本については、検査台帳上に記載されず、検査対象から脱落していた)にもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

⑨旭化成ケミカルズ（株）水島製造所B地区

平成16年 1月23日

（取消事由）自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている保安検査（肉厚測定、耐圧試験（開放検査））の一部を実施しなかったにもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

（完成検査の認定も取消）

⑩旭化成ケミカルズ（株）水島製造所C地区

平成16年 1月23日

（取消事由）自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている保安検査（肉厚測定、耐圧試験（開放検査））の一部を実施しなかったにもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

（完成検査の認定も取消）

⑪旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所

平成16年 1月23日

（取消事由）自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている保安検査（耐圧試験（開放検査）、肉厚測定、気密試験）の一部を実施しなかったにもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が、検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

（完成検査の認定も取消）

⑫コスモ石油（株）千葉製油所

平成18年 9月19日

（取消事由）爆発・火災事故を起こしたことなど。

（千葉、四日市、堺、坂出の同社の全4製油所について、無許可工事ともなう完成検査の不備（都道府県知事への記録の届出の不実施）があったことなどから完成検査の認定を取消）

計 12 事業場

（経済産業省プレス発表資料から作成）